



発行 東京都

目次

15

規則（教）

- 東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………一
 - 東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………二
 - 東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則……………四
- 訓 令（教）
- 東京都立学校事案決定規程の一部改正……………五
 - 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………二
- 規 程（交）
- 東京都交通局都営交通お客様センター処務規程の一部を改正する規程……………二
 - 東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程……………二
 - 東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程……………三
 - 東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程……………三
 - 東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程……………三
 - 東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程……………四
 - 東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程……………四
 - 東京都交通局自動車工場処務規程の一部を改正する規程……………五

訓 令（水）

- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………五
 - 東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程……………五
 - 東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程……………六
 - 東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程……………七
 - 東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程……………七
 - 東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程……………八
 - 東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程……………八
- 規 程（下水）
- 東京都水道局処務規程の一部改正……………九
 - 東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程の一部改正……………一〇
 - 東京都水道局研修・開発センター処務規程の一部改正……………三
 - 東京都水道局水運用センター処務規程の一部改正……………三
 - 東京都水道局水質センター処務規程の一部改正……………三
 - 東京都水道局水源管理事務所処務規程の一部改正……………三
 - 東京都水道局支所処務規程の一部改正……………四
 - 東京都水道局浄水管理事務所処務規程の一部改正……………五
 - 東京都水道局建設事務所処務規程の一部改正……………六

規則（教）

- 東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程……………三

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

●東京都教育委員会規則第十三号

東京都教育委員会

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育庁出張所設置等に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、副所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、副所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって副所長に報告するものとする。

第五条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「及び週休日の変更に関する事」を「、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事(課長代理の権限に属するものを除く。)」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

第七条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第七条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)

三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育事務所設置等に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第五項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第六条第六項を次のように改める。

6 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第六条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とする。

第九条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「及び週休日の変更に関する事」を「、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事(課長代理の権限に属するものを除く。)」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

第九条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第九条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)

- 三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。
- 四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。
- 五 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教職員研修センター処務規則（平成十三年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第五条第六項を次のように改める。

6 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第五条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とする。

第八条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一

号中「及び職務に専念する義務の免除に関する事」を「職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事（課長代理の権限に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

第八条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関する事。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事（簡易なものに限る。）。

三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教育相談センター処務規則（平成十三年東京都教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、係に係長を」を削り、同条第三項中「課長補佐を置くことができ

る」を「課長代理を置く」に改め、同条第五項中「担当係長及び」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第四条第四項を次のように改める。

4 課長代理及び主任教育相談員（以下「課長代理等」という。）は、次長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、次長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって次長に報告するものとする。

第四条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第六条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一

号中「及び職務に専念する義務の免除に関すること」を「職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること（課長代理等の権限に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 課長代理等の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること。

第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理等の決定対象事案）

第六条の二 課長代理等の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理等が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。

三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「課長補佐」を「経営企画室長とは別に、課長代理」に改め、

同条第三項から第五項までを削る。

第十二条の四第二項中「室の事務を統括処理する」を「室の事務をつかさどり、当該

事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長を補佐し、室の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて校長に報告するものとする」に改める。

第十二条の四第三項を次のように改める。

3 課長代理は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、上司を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて上司に報告するものとする。

第十二条の四第四項から第六項までを削り、同条第七項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則

東京都立図書館処務規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができ

る」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて課長に報告するものとする。

第五条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第八条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一

号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加え、同号を同条

第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

第十三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第十四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

第十五条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第十五条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事(簡易なものに限る。)
- 三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(簡易なものに限る。)
- 四 諸証明に関する事(簡易なものに限る。)
- 五 文書の受理に関する事(簡易なものに限る。)

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第十四号

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

東京都立学校事案決定規程(平成九年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

第二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 課長代理 管理運営規則第十二条の二第二項(第二十七条の四、第二十七条の六第一項及び第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都立学校の経営企画室に置かれる課長代理をいう。

第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項中「若しくは経営企画室長」を「、経営

企画室長若しくは課長代理」に改める。

第五条中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第六条中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改める。第七条第一項中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改め、同条の表経営企画課長の項中「係長」を「課長代理」に改め、同表経営企画室長の項中「担当係長」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四条第一項及び第二項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、経営企画課長又は経営企画室長が決定するものとする。

第八条中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改める。第九条第一項中「若しくは経営企画室長、係長又は担当係長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改め、同条第二項中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改める。

第十条第一項の表経営企画課長又は経営企画室長が決定する事案の項中「係長又は担当係長」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

4 課長代理が決定する事案は、審議を行わないものとする。この場合において、当該事案を主管する課長代理以外の課長代理の主管し、又は相当する事務に直接影響を与えるものについては、自ら協議するものとする。

第十一条の表経営企画課長の項中「係長」を「課長代理」に改め、同表経営企画室長の項中「担当係長」を「課長代理」に改め、同項の次に次のように加える。

課長代理 経営企画課長又は経営企画室長

第十三条中「若しくは経営企画室長」を「経営企画室長若しくは課長代理」に改める。

別表2の部(2)の項副校長の欄5中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同表中

経営企画課長	経営企画室長
--------	--------

経営企画課長	経営企画室長	課長代理
--------	--------	------

1 授業料等の徴収に関すること。	1 図書を除くこと。	1 給食の計画に関すること(重要なものを除く)。	2 給食の予算及び給食費の決定に関すること。	3 衛生管理に関すること。	1 授業料等の徴収に関すること。	1 図書を除くこと。	1 給食の計画に関すること(重要なものを除く)。	2 給食の予算及び給食費の決定に関すること。	3 衛生管理に関すること。	1 授業料等の徴収に関すること。	1 図書を除くこと。	1 給食の計画に関すること(重要なものを除く)。	2 給食の予算及び給食費の決定に関すること。	3 衛生管理に関すること。	1 1 児童・生徒に係る軽易な証明及び報告に関すること。
------------------	------------	--------------------------	------------------------	---------------	------------------	------------	--------------------------	------------------------	---------------	------------------	------------	--------------------------	------------------------	---------------	------------------------------

<p>2 経営企画 室職員の週</p>	<p>1 経営企画 室職員の事 務分掌に関 すること。</p>	<p>1 職員の人 事に係る軽 易な届及び 報告に関す ること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 賄費の執 行管理に関 すること。</p>
<p>2 経営企画 室職員の週</p>	<p>1 経営企画 室職員の事 務分掌に関 すること。</p>	<p>1 職員の人 事に係る軽 易な届及び 報告に関す ること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行審 査に関する こと。</p>	
<p>2 経営企画 室職員の週</p>	<p>1 経営企画 室職員の事 務分掌に関 すること。</p>	<p>1 職員の人 事に係る軽 易な届及び 報告に関す ること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 賄費の執 行管理に関 すること。</p>
<p>2 経営企画 室職員の週</p>	<p>1 経営企画 室職員の事 務分掌に関 すること。</p>	<p>1 職員の人 事に係る軽 易な届及び 報告に関す ること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行審 査に関する こと。</p>	
<p>1 課長代 理が指揮</p>				
<p>4 経営企画 室職員の欠 勤、早退そ</p>	<p>3 経営企画 室職員の出 張の命令に 関すること。</p>	<p>2 臨時職員 の雇用に関 すること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 休日の指定、 週休日の勤 務及び変更、 宿日直勤務、 休日勤務及 び代休日の 指定、超過 勤務、休暇 並びに育児 休業、育児 短時間勤務 及び部分休 業に関する こと。</p>
<p>4 経営企画 室職員の欠 勤、早退そ</p>	<p>3 経営企画 室職員の出 張の命令に 関すること。</p>	<p>2 臨時職員 の雇用に関 すること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 休日の指定、 週休日の勤 務及び変更、 宿日直勤務、 休日勤務及 び代休日の 指定、超過 勤務、休暇 並びに育児 休業、育児 短時間勤務 及び部分休 業に関する こと。</p>
<p>4 経営企画 室職員の欠 勤、早退そ</p>	<p>3 経営企画 室職員の出 張の命令に 関すること (課長代理 の権限に属 するものを 除く)。</p>	<p>2 臨時職員 の雇用に関 すること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 休日の指定、 週休日の勤 務及び変更、 宿日直勤務、 休日勤務及 び代休日の 指定、超過 勤務、休暇 並びに育児 休業、育児 短時間勤務 及び部分休 業に関する こと。</p>
<p>4 経営企画 室職員の欠 勤、早退そ</p>	<p>3 経営企画 室職員の出 張の命令に 関すること。</p>	<p>2 臨時職員 の雇用に関 すること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 休日の指定、 週休日の勤 務及び変更、 宿日直勤務、 休日勤務及 び代休日の 指定、超過 勤務、休暇 並びに育児 休業、育児 短時間勤務 及び部分休 業に関する こと。</p>
<p>3 課長代 理が指揮 監督する</p>	<p>2 課長代 理が指揮 監督する 職員の出 張(宿泊 を伴う場 合を除 く)に関 すること。</p>	<p>2 臨時職員 の雇用に関 すること。</p>	<p>1 学校徴収 金の執行管 理に関する こと。</p>	<p>1 監督する 職員の休 暇(年次 有給休暇 に係る時 季の変更 並びに介 護休暇、 病気休暇 及び超勤 代休時 間を除 く)に関 すること。</p>

<p>他の届に 関すること。</p>	<p>5 嘱託員 (経営企画 室職員)の 服務に關す ること。</p>	<p>6 経営企画 室職員の職 務専念義務 の免除の承 認に關する こと。</p>
<p>他の届に 関すること。</p>	<p>5 嘱託員 (経営企画 室職員)の 服務に關す ること。</p>	<p>6 経営企画 室職員の職 務専念義務 の免除の承 認に關する こと(職員 団体のため の職員の行 為の制限の 特例に關す る条例第二 条第一号の 適法な交渉 を行う場合 その他東京 都教育委員 会教育長が</p>
<p>他の届に 関すること (課長代理 の権限に属 するものを 除く)。</p>	<p>5 嘱託員 (経営企画 室職員)の 服務に關す ること。</p>	<p>6 経営企画 室職員の職 務専念義務 の免除の承 認に關する こと。</p>
<p>他の届に 関すること。</p>	<p>5 嘱託員 (経営企画 室職員)の 服務に關す ること。</p>	<p>6 経営企画 室職員の職 務専念義務 の免除の承 認に關する こと(職員 団体のため の職員の行 為の制限の 特例に關す る条例第二 条第一項第 一号の適法 な交渉を行 う場合その 他東京都教</p>
<p>職員的事 故欠勤に 關するこ と。</p>		
<p>2 職員(副 こと。 申に關する こと。</p>	<p>7 経営企画 室職員の研 修命令に關 すること。 8 服務に關 する輕易な 証明等に關 すること。 9 その他経 営企画室職 員の服務に 係る決定及 び報告に關 すること。</p>	
<p>2 人件費に こと。 定に關する こと。</p>	<p>7 経営企画 室職員の研 修命令に關 すること。 8 服務に關 する輕易な 証明等に關 すること。 9 その他経 営企画室職 員の服務に 係る決定及 び報告に關 すること。</p>	
を		
<p>2 職員(副 こと。 申に關する こと。</p>	<p>7 経営企画 室職員の研 修命令に關 すること。 8 服務に關 する輕易な 証明等に關 すること。 9 その他経 営企画室職 員の服務に 係る決定及 び報告に關 すること。</p>	
	<p>育委員会教 育長が別に 定める場合 及び勤務の 軽減措置に よる場合を</p>	

<p>2 教育財産の目的外使</p>	<p>1 財産台帳、施設台帳に 関すること。</p>	<p>1 資格取得等の申請に 関すること。</p>	<p>4 人件費に係る申請及び報告に 関すること。</p>	<p>3 職員(副校長等を除く。)の各 種手当の認 定に関する こと。</p>	<p>2 教育財産の目的外使</p>	<p>1 財産台帳、施設台帳に 関すること。</p>	<p>1 資格取得等の申請に 関すること。</p>	<p>4 人件費に係る申請及び報告に 関すること。</p>	<p>3 職員(副校長等を除く。)の給 与減額免除 の承認に 関すること。</p>	<p>校長等を除 く。)の給 与減額免除 の承認に 関すること。</p>
<p>2 教育財産の目的外使</p>	<p>1 財産台帳、施設台帳に 関すること。</p>	<p>1 資格取得等の申請に 関すること。</p>	<p>4 人件費に係る申請及び報告に 関すること。</p>	<p>3 職員(副校長等を除く。)の各 種手当の認 定に関する こと。</p>	<p>2 教育財産の目的外使</p>	<p>1 財産台帳、施設台帳に 関すること。</p>	<p>1 資格取得等の申請に 関すること。</p>	<p>2 人件費に係る軽易な 申請及び報 告に関する こと。</p>	<p>1 職員(副校長等を除く。)の各 種手当の認 定に関する こと。</p>	<p>校長等を除 く。)の給 与減額免除 の承認に 関すること。</p>
<p>ものを除</p>	<p>3 報告、答申、進達及び副申に 関すること。 (重要なもの及び副校長の決定すべき事案と されている)</p>	<p>3 報告、答申、進達及び副申に 関すること。</p>	<p>2 文書の管理に関する こと。</p>	<p>1 開放事業の予算管理 及び報告に 関すること。 (重要なものを除く。)</p>	<p>ものを除</p>	<p>4 軽易な申請、照会、 回答及び通 知に関する こと。</p>	<p>3 軽易な報告に関する こと。</p>	<p>2 文書の管理に関する こと。</p>	<p>1 開放事業の予算管理 及び報告に 関すること。 (重要なものを除く。)</p>	<p>用許可に 関すること (重要なものを除く。)</p>
<p>ものを除</p>	<p>3 報告、答申、進達及び副申に 関すること。 (重要なもの及び副校長の決定すべき事案と されている)</p>	<p>3 報告、答申、進達及び副申に 関すること。</p>	<p>2 文書の管理に関する こと。</p>	<p>1 開放事業の予算管理 及び報告に 関すること。 (重要なものを除く。)</p>	<p>ものを除</p>	<p>3 軽易な報告に関する こと。</p>	<p>2 文書の管理に関する こと。</p>	<p>1 公印に関する こと。</p>	<p>1 開放事業の予算管理 及び報告に 関すること。 (重要なものを除く。)</p>	<p>用許可に 関すること (重要なものを除く。)</p>
<p>ものに限</p>	<p>2 軽易な報告に 関すること (簡易な ものに限 る。)</p>	<p>2 軽易な報告に 関すること (簡易な ものに限 る。)</p>	<p>1 文書の 受理に 関すること</p>	<p>1 文書の 受理に 関すること</p>	<p>ものに限 る。)</p>					

<p>1 配付予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</p> <p>2 配付予算の決算に関すること。</p> <p>3 配付予算の執行状況等の報告に関すること。</p>	<p>4 申請、照会、回答及び通知に関すること(重要なもの及び副校長の決定すべき事案とされているものを除く。)</p>	
<p>1 配付予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</p>	<p>1 配付予算の執行状況等軽易な報告に関すること。</p>	
<p>1 配付予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</p> <p>2 配付予算の決算に関すること。</p> <p>3 配付予算の執行状況等の報告に関すること。</p>	<p>4 申請、照会、回答及び通知に関すること(重要なもの及び副校長の決定すべき事案とされているものを除く。)</p>	
<p>1 配付予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</p>	<p>4 軽易な申請、照会、回答及び通知に関すること。</p>	
<p>1 配付予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</p>	<p>3 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)</p>	
<p>1 物品の管理に係る決定に関する</p>	<p>1 請負又は委託による事業及び物件の買入れ等に係る決定に関すること(校長の決定すべき事案とされている場合を除く。)</p>	<p>1 歳入の決定に関すること。</p> <p>2 その他収入及び支出に係る決定及び報告に関すること(重要なものを除く。)</p>
<p>1 物品の管理に係る事務処理及び</p>	<p>1 物品の管理に係る事務処理及び</p>	<p>1 収入及び支出に係る軽易な報告に関すること。</p>
<p>1 物品の管理に係る決定に関する</p>	<p>1 請負又は委託による事業及び物件の買入れ等に係る決定に関すること(校長の決定すべき事案とされている場合を除く。)</p>	<p>1 歳入の決定に関すること。</p> <p>2 その他収入及び支出に係る決定及び報告に関すること(重要なものを除く。)</p>
<p>1 物品の管理に係る事務処理及び</p>	<p>1 物品の管理に係る事務処理及び</p>	<p>1 収入及び支出に係る軽易な報告に関すること。</p>

「」。	軽易な報告 に関するこ と。	「」。	軽易な報告 に関するこ と。
-----	----------------------	-----	----------------------

に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十五号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

第二条の二第一項中「担当係長は、企画担当係長」を「課長代理は、次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 経営企画室長
 - 二 課長代理（企画管理係長）
 - 三 課長代理（企画管理担当）
- 第二条の二第二項中「担当係長」を「課長代理」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第十六号

東京都交通局都営交通お客様センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局都営交通お客様センター処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局都営交通お客様センター処務規程（平成二十五年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「担当係長」を「課長代理」に改める。

第四条第二項中「担当係長」を「課長代理」に改め、「センターの事務のうち」を削り、「処理する」を「つかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局研修所処務規程（平成三年交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、係に係長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項に定める」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副所長、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項

を同条第三項とする。

第六条第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第七条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局荒川電車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、係に係長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副所長、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に

係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第十九号

東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局駅務管理所処務規程（昭和四十四年交通局規程第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、区長、担当区長、首席助役及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定事案)

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)

別表東京都交通局五反田駅務管理所の項中「、泉岳寺駅及び浅草線の三田駅」を「及び泉岳寺駅」に改め、同表東京都交通局新橋駅務管理所の項中「浅草線の大門駅、」及び「、東日本橋駅」を削り、「浅草線の蔵前駅」を「蔵前駅」に改め、同表東京都交通局日比谷駅務管理所の項中「三田線の三田駅」を「三田駅」に、「三田線の神保町駅」を「神保町駅」に改め、「、三田線の春日駅」を削り、同表東京都交通局馬喰駅務管理所の項中「馬喰横山駅」の下に「、東日本橋駅」を加え、「、新宿線の森下駅」を削り、同表東京都交通局市ヶ谷駅務管理所の項を削り、同表東京都交通局都庁前駅務管理所の項中「大江戸線の新宿駅」を「新宿駅、新宿三丁目駅、曙橋駅、市ヶ谷駅、九段下駅、小川町駅、岩本町駅」に改め、同表東京都交通局大門駅務管理所の項中「大江戸線の」を削り、同表東京都交通局上野御徒町駅務管理所の項中「、大江戸線の蔵前駅」を削り、「大江戸線の春日駅」を「春日駅」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局乗務管理所処務規程(昭和四十五年交通局規程第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、区長、担当区長、首席助役及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定事案)

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関する事(簡易なものに限る。)

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局総合指令所処務規程（昭和四十七年交通局規程第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、区長、担当区長、首席助役及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なもの

に限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程（平成二十年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副所長、区長、担当区長、首席助役及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第七条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都交通局自動車工場処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局自動車工場処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車工場処務規程（平成十五年交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第三条第一項中「、担当係長及び次席」を「及び課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、工場長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、工場長を補佐する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を

次のように改正する。

第四条第一項中「を、係に係長を、支所に支所長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第二項中「副所長、係長、支所長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務、支所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第六条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十五号

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局車両検修場処務規程（昭和五十三年交通局規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、係に係長を、検修所に検修所長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副場長、係長、検修所長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、場長の命を受け、係の事務、検修所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、場長を補佐する。

第五条中第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第七条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十六号

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局工務事務所処務規程（昭和四十八年交通局規程第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 東京都日暮里・舎人ライナーの駅舎及び附帯設備の改良及び改修の工事に関すること（東京都交通局電気総合管理所及び東京都交通局三田線電気管理所に属するものを除く。）。

第一条第七号を削る。

第三条第一項中「を、係に係長をおく」を「及び課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局保線管理所処務規程（昭和四十四年交通局規程第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長を、出張所に出張所長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、区長、出張所長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十八号

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気総合管理所処務規程（平成二十二年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、係に係長を、区に区長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副所長、係長、区長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第七条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び

び事故欠勤に関すること。
 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局発電事務所処務規程（昭和三十二年交通局規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「係長をおく」を「課長代理を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「おく」を「置く」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「副所長、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及

び事故欠勤に関すること。
 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十号

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気管理所処務規程（平成十一年交通局規程第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を、区に区長」を「及び課長代理」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項に定める」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第二項中「副所長、区長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、区の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項第一号中「こと」の下に「（課長代理の権限に属するものを除く。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定事案）

第七条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有

給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第三号

局内一般 各事業所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉田 永

第七条第一項中「及び別表第二」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により局長、部長、課長又は課長代理の決定とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第八条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十一条第一項第一号の表課長が決定する事案の項を削り、同条に次の一項を加える。

5 課長は、第一項第三号の規定により自己の協議の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、協議の基準を示して、課長代理をして、その協議に当たらせることができる。

別表第一を削り、別表第二人事事務担当課の部人事に関すること。の項中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同部給与に関すること。の項部長決定の欄中「1 特別昇給の内申」を削り、同表全課の部服務に関すること。の項課長代理決定の欄中「指揮する」を「指揮監督する」に改め、「年次有給休暇」の下に「(時季の変更を除く。)」を加え、同表を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

く。)」を加え、同表を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

別記第十二号様式の二中

Table with columns for 所属長 (Superior) and 庶務担当 (Secretary) and 11 empty rows.

を

Table with columns for 所属長又は代理 (Superior or Representative) and 11 empty rows.

に、

Table with 11 empty rows and 2 columns labeled 申 (Request) and 申 (Request).

を

Table with 11 empty rows and 2 columns labeled 申 (Request) and 取扱者 (Handler).

に改める。

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

備
考

を

備
考
取扱者

に改める。

別記第十三号様式中

庶務担当
担当係長
取扱者

を

庶務担当
課長(代理)
関与者

に、

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都水道局処務規程別記第十二号様式の二及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局訓令第四号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程（平成十四年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第三条の表施設部の部工務課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 起工に関すること。

第四条第四項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条中第五項から第七項までを削り、第八項を第五項とする。

第五条第四項中「課長補佐、係長、主査、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条を次のように改める。

（本部長、部長、課長及び課長代理の決定対象事案）

第七条 本部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 局外の関係者に対する表彰状、感謝状等の発行（重要なものを除く。）
- 二 式典の挙行（重要なもの及び軽易なものを除く。）

三 三〇〇万円以上五〇〇万円未満の賠償金額の事件に係る示談締結

四 所属職員の部又は給水管理事務所への配属命令

五 部長の職（部長に相当する職を含む。以下同じ。）にある者の出張命令及び休暇に関すること。

六 予算の配当要求

七 一、〇〇〇万円未満の予算の節間の流用

八 予定価格四、〇〇〇万円以上一億五、〇〇〇万円未満の物件の調達若しくは貸借又は修繕、設計、運送その他の請負若しくは委託

九 四、〇〇〇万円以上八、〇〇〇万円未満の契約（単価契約にあつては、年間予定取引額が四、〇〇〇万円以上八、〇〇〇万円未満のもの）

十 予定価格六億円以上九億円未満の起工

十一 前号の起工に係る起工変更（軽易なものを除く。）及び局長決定の起工に係る起工変更（重要なもの及び軽易なものを除く。）

十二 特に重要な照会及び回答

2 部長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。

3 前二項の規定により本部長、部長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十五条第三項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十六条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。第十七条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第十七条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同

項を同条第四項とする。

第十八条を次のように改める。

（給水管理事務所長、課長及び課長代理の決定対象事案）

第十八条 給水管理事務所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね処務規程別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「給水管理事務所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により給水管理事務所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第二十三条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十四条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。第二十五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、給水事務所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、給水事務所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時給水事務所長に報告するものとする。

第二十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六条を次のように改める。

（給水事務所長及び課長代理の決定対象事案）

第二十六条 給水事務所長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね処務規程別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「課長決定」とあるのは、「給水事務所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により給水管理事務所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第二十九条（見出しを含む。）中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第三十条中「東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）」を「処務規程」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第五号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局研修・開発センター処務規程（平成十七年東京都水道局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第四条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条を次のように改める。

（所長、課長及び課長代理の決定対象事案）

第七条 所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、

局長が別に定める。

第十条（見出しを含む。）中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第十一条中「東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）」を「処務規程」に改める。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第六号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局水運用センター処務規程（昭和五十四年東京都水道局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第三条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、給水管理所長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第五条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条を次のように改める。

（所長、課長及び課長代理の決定対象事案）

第六条 所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第九条（見出しを含む。）中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第十条中「東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）」を「処務規程」に改める。
別表を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第七号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局水質センター処務規程（昭和四十九年東京都水道局訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第四条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条を次のように改める。

（所長、課長及び課長代理の決定対象事案）

第七条 所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十条（見出しを含む。）中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第十一条中「東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）」を「処務規程」に改める。
別表を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第八号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局水源管理事務所処務規程（平成二年東京都水道局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第二条第二項中「又は出張所」を削る。

第四条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。
第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条を次のように改める。

(事務所長、課長及び課長代理の決定対象事案)

第七条 事務所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。)別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「事務所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により事務所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「貯水池管理事務所」を「取水管理事務所及び貯水池管理事務所」に改め、同条第二項中「又は取水所」を削る。

第十二条第二号中「村山山口貯水池管理事務所」を「羽村取水管理事務所」に改める。

第十三条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項中「課長補佐、係長及び次席」を「課長代理」に改め、「取水所長は、主事である技術系の職員のうちから」を削る。

第十五条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同

項を同条第三項とする。

第十六条を次のように改める。

(所長及び課長代理の決定対象事案)

第十六条 所長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね処務規程別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「課長決定」とあるのは、「所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により所長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十九条(見出しを含む。)中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第二十条中「東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)」を「処務規程」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第九号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局支所処務規程(昭和三十五年東京都水道局訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第四条第五項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状

況につき随時課長に報告するものとする。

第六条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第七条を次のように改める。

(支所長、課長及び課長代理の決定対象事案)

第七條 支所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「支所長決定」と読み替えるものとする。

第十二條第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三條第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第十四條第二項を次のように改める。

2 課長代理は、所長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時所長に報告するものとする。

第十四條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五條を次のように改める。

(所長及び課長代理の決定対象事案)

第十五條 所長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね処務規程別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは「支所長決定」と、「課長決定」とあるのは「所長決定」と読み替えるものとする。

第十五條の次に次の一条を加える。

(支所長、課長、所長及び課長代理の決定対象事案実施細目)

第十五條の二 第七條及び前條の規定により支所長、課長、所長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十八條見出し中「処務要綱」を「処務細則」に改め、同条中「えて」を「得て」に、

「処務要綱」を「処務細則」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第十号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局浄水管理事務所処務規程（昭和三十九年東京都水道局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第四條第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五條第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六條第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六條第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七條を次のように改める。

(事務所長、課長及び課長代理の決定対象事案)

第七條 事務所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号。以下「処務規程」という。）別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「事務所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により事務所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細

目は、局長が別に定める。

第十四条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 課長代理は、場長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、場長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時場長に報告するものとする。

第十六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条を次のように改める。

(場長及び課長代理の決定対象事案)

第十七条 場長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね処務規程別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「課長決定」とあるのは、「場長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により場長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第二十条(見出しを含む。)中「処務要綱」を「処務細則」に改める。

第二十一条中「東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第14号)」を「処務規程」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第11号

局 内 一 般

各 事 業 所

東京都水道局建設事務所処務規程(昭和三十五年東京都水道局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

第四条第二項中「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第三項を次のように改める。

3 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条を次のように改める。

(所長、課長及び課長代理の決定対象事案)

第七条 所長、課長及び課長代理の決定すべき事案は、おおむね東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第14号。以下「処務規程」という。)別表第一を準用する。この場合において、処務規程別表第一中「部長決定」とあるのは、「所長決定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により所長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目は、局長が別に定める。

第十一条中「東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第14号)」を「処務規程」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(事務所の処務細則)

第十一条 所長は、あらかじめ局長の承認を得て、所の処務細則を定めることができる。別表を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局流域下水道本部処務規程(昭和四十九年東京都下水道局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 第二条第一項の分課に課長代理を置く。

第四条第三項中「、課長補佐、担当係長、次席」を削る。

第五条第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改め、同条第三項中「前各項」を「前二項」に改める。

第六条第四項から第六項までを次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

5 課長代理は、課長を補佐する。

6 課長代理は、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第六条の四第二項を次のように改める。

2 センターに課長代理を置く。

第六条の四第三項中「課長補佐、担当係長、次席その他の」を削る。

第六条の五第二項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

2 課長代理は、センター長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該

事務に係る職員を指揮監督する。

3 課長代理は、センター長を補佐する。

4 課長代理は、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時センター長に報告するものとする。

第七条第一項中「又は課長(センター長を含む。以下同じ。)」を「、課長(センター長を含む。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改める。

第九条の表中「課長補佐(課長補佐を置かないときは、課長があらかじめ指定する係長)」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するものとする。

第十条第一項の表部長の項及び課長の項中「前条」を「前条第一項」に改め、同表課長補佐又は係長の項を次のように改める。

課長代理	第七条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	課長
	前条第一項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	本部長があらかじめ指定する部長

別表を次のように改める。

別表(第七条関係)

本部長	部長	課長	課長代理
一 部長及びこれに準ずる職にある者の即日帰庁	一 臨時に雇用する職員に関すること。	一 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者	一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を

<p>の出張、職務に専念する義務の免除、欠勤又は休暇に関すること。</p>	<p>外出張を除く。)、職務に専念する義務の免除、欠勤又は休暇に関すること。</p>	<p>外の職員の事務分掌、出張(海外出張を除く。)、職務に専念する義務の免除、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の変更に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)</p>	<p>伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超過勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。</p>
<p>二 予定価格が三億円以上四億円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること(契約に関することを除く。)</p>	<p>三 予定価格が千万円以上三億円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること(契約に関することを除く。)</p>	<p>二 予定価格が千万円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること(契約に関することを除く。)</p>	
<p>三 国、公共団体又は公益事業者に予定価格が二億円以上の工事、</p>			
<p>作業その他の役務を委託する契約の締結に関すること(特に重要なものを除く。)</p>	<p>四 予定価格が六千万円以上一億五千万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること(契約に関することを除く。)</p>	<p>三 予定価格が三百万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること(契約に関することを除く。)</p>	
<p>五 百万円以上二百万円未満の補助金、分担金及び負担金(法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が部長の決定によるものが適当であると認められたものを除く。)の交付並びに寄附金の贈</p>	<p>四 予定価格が三百万円以上六千万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること(契約に関することを除く。)</p>	<p>四 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付並びに寄附金の贈与に関すること。</p>	
<p>五 百万円以上二百万円未満の補助金、分担金及び負担金(法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が部長の決定によるものが適当であると認められたものを除く。)の交付並びに寄附金の贈</p>	<p>五 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金、分担金及び負担金(法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が部長の決定によるものが適当であると認められたものにあつては、百万円以上</p>		

<p>与に關すること。 む。)の交付並びに寄附金の贈与に關すること。</p>	<p>六 重要な通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に關すること。 七 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に關すること。 八 重要な審査請求及び異議の申立てに關すること。</p>	<p>五 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に關すること(重要なものを除く。)</p>	<p>二 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に關すること(簡易なものに限る。)</p>
<p>六 重要な通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に關すること。 七 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に關すること。 八 重要な審査請求及び異議の申立てに關すること。</p>	<p>七 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に關すること(本部長の指定する事案を除く。)</p>	<p>六 許可、認可、免許その他の行政処分に關すること(重要なものを除く。)</p>	<p>三 許可、認可、免許その他の行政処分に關すること(簡易なものに限る。)</p>
<p>八 重要な審査請求及び異議の申立てに關すること。</p>	<p>八 審査請求及び異議の申立てに關すること(本部長の指定する事案を除く。)</p>	<p>七 諸証明に關すること。</p>	<p>四 諸証明に關すること(簡易なものに限る。)</p>
<p>九 千二百万円未満の損害賠償額の決定及び和解に關すること。</p>	<p>十 八百万円未満の損傷負担金の額の決定に關すること。</p>		

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

<p>ること。</p>	<p>八 文書の受理に關すること。</p>	<p>五 文書の受理に關すること(簡易なものに限る。)</p>
<p>十一 重要な広報及び広聴に關すること。</p>	<p>九 広報及び広聴に關すること(重要なものを除く。)</p>	

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局下水道事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第五項中「、係」及び「、係に係長を」を削り、同条第六項中「担当係長、次席その他の」を削る。

第五条第三項中「課長補佐、係長、出張所長、ポンプ所長、担当係長及び次席」を「課長代理、出張所長及びポンプ所長」に改める。

第六条第四項から第六項までを次のように改める。

4 課長代理、出張所長又はポンプ所長は、課長の命を受け、係、出張所若しくはポンプ所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

- 5 課長代理、出張所長及びポンプ所長は、課長を補佐する。
- 6 課長代理、出張所長又はポンプ所長は、係、出張所若しくはポンプ所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。
第六条中第七項を第十項とし、第六項の次に次の三項を加える。
- 7 出張所又はポンプ所の課長代理は、課長の命及び課長の命を受けたポンプ所長又は出張所長の進行管理に基づき、出張所若しくはポンプ所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。
- 8 出張所又はポンプ所の課長代理は、課長及び課長の命を受けた出張所長又はポンプ所長を補佐する。
- 9 出張所又はポンプ所の課長代理は、出張所若しくはポンプ所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長及び課長の命を受けた出張所長又はポンプ所長に報告するものとする。
第八条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第三項中「係又は」及び「係に係長を」を削り、同条第四項中「担当係長、次席その他の」を削る。
- 第九条第二項中「課長補佐、係長、ポンプ所長、担当係長及び次席」を「課長代理及びポンプ所長」に改める。
第十条第二項から第四項までを次のように改める。
- 2 課長代理又はポンプ所長は、センター長の命を受け、係若しくはポンプ所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。
- 3 課長代理及びポンプ所長は、センター長を補佐する。
- 4 課長代理又はポンプ所長は、係若しくはポンプ所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時センター長に報告するものとする。
第十条中第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。
- 5 ポンプ所の課長代理は、センター長の命及びセンター長の命を受けたポンプ所長の進行管理に基づき、ポンプ所の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。
- 6 ポンプ所の課長代理は、センター長及びセンター長の命を受けたポンプ所長を補佐

する。

7 ポンプ所の課長代理は、ポンプ所の事務又は担任の事務の執行状況につき随時センター長及びセンター長の命を受けたポンプ所長に報告するものとする。

第十一条第一項中「又は課長（センター長を含む。以下同じ。）」を「課長（センター長を含む。以下同じ。）又は課長代理（出張所長及びポンプ所長を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「又は課長」を「課長又は課長代理」に改める。

第十三条の表中「課長補佐（課長補佐を置かないときは、課長があらかじめ指定する係長）」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するものとする。

第十四条第一項の表課長の項中「前条」を「前条第一項」に改め、同表課長補佐又は係長の項を次のように改める。

課長代理	第十一条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	課長
	前条第一項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	所長

別表を次のように改める。

別表（第十一条関係）

所長	課長	課長代理
<ul style="list-style-type: none"> 一 臨時に雇用する職員に関すること。 二 課長及びこれに準ずる職にある者の出張（海外出張を除く。）、旅行、職務に専念する義務の免除、欠勤又は休暇に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 課長及びこれに準ずる職にある者以外の職員の（センターに勤務する職員を含む。）の事務分掌、出張（海外出張を除く。）、旅行、 	<ul style="list-style-type: none"> 一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及

職務に専念する義務の免除、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の変更に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。

び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。

三 予定価格が千万円以上三億円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること（契約に関するものを除く。）。

四 国、公共団体又は公益事業者に予定価格が一億円以上の工事、作業その他の役務を委託すること（特に重要なものを除く。）。

五 予定価格が三百万円以上六千万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関すること（契約に関するものを除く。）。

二 予定価格が千万円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること（契約に関するものを除く。）。

三 予定価格が三百万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関すること（契約に関するものを除く。）。

六 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認められたものにあつては、百万円以上のものを含む。）の交付に関すること。

七 重要な通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

八 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に関すること。

九 審査請求及び異議の申立てに関すること。

十 千二百万円未満の損害賠償額の決定及び和解に関すること。

十一 八百万円未満の損失負担金の額の決定に関すること。

四 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付に関すること。

五 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（重要なものを除く。）。

六 許可、認可、免許その他の行政処分に関すること（重要なものを除く。）。

七 諸証明に関すること。

八 文書の受理に関すること。

二 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

三 許可、認可、免許その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。

四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。

五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

十二 重要な広報及び広聴に関すること(重要なものを除く)。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程(昭和五十七年東京都下水道局管理規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「置く」の下に「ことができる」を加える。

第三条第二項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「担当係長、次席その他の」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第五条第三項から第五項までを次のように改める。

3 課長代理は、次長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

4 課長代理は、次長を補佐する。

5 課長代理は、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時次長に報告するものとする。

第六条中「又は次長」を「、次長又は課長代理」に改める。

第八条の表中「課長補佐(課長補佐を置かないときは、次長があらかじめ指定する係

長)」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、次長が決定するものとする。

第九条第一項の表次長の項中「前条」を「前条第一項」に改め、同表課長補佐又は係長の項を次のように改める。

課長代理	第六条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	次長
	前条第一項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	所長

別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

所長	課長	課長代理
<p>一 臨時に雇用する職員に関すること。</p> <p>二 次長の出張(海外出張を除く)、旅行、職務に専念する義務の免除、欠勤又は休暇に関すること。</p> <p>三 予定価格が千万円以上三億円未満の請負若しくは委託により行う</p>	<p>一 次長以外の職員の事務分掌、出張(海外出張を除く)、旅行、職務に専念する義務の免除、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の変更に關すること(課長代理の権限に属するものを除く)。</p>	<p>一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く)及び事故欠勤に關すること。</p>

工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること（契約に関するものを除く。）。

四 国、公共団体又は公益事業者に予定価格が一億円以上の工事、作業その他の役務を委託する契約の締結に関すること（特に重要なものを除く。）。

五 予定価格が三百万円以上六千万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関すること（契約に関するものを除く。）。

六 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認められたものにあつては、百万円以上のものを含む。）の交付に関する

修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること（契約に関するものを除く。）。

三 予定価格が三百万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関すること（契約に関するものを除く。）。

四 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付に関すること。

七 重要な通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。	五 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（重要なものを除く。）。	二 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
八 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に関すること。	六 許可、認可、免許その他の行政処分に関すること（重要なものを除く。）。	三 許可、認可、免許その他の行政処分に関すること（簡易なものに限る。）。
九 審査請求及び異議の申立てに関すること。	七 諸証明に関すること。	四 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
十 千二百万円未満の損害賠償額の決定及び和解に関すること。	八 文書の受理に関すること。	五 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。
十一 八百万円未満の損傷負担金の額の決定に関すること。	九 広報及び広聴に関すること（重要なものを除く。）。	
十二 重要な広報及び広聴に関すること。		

附則
この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十五号
東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月二十五日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、「ことができる」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「担当係長、次席その他の」を削り、同項を同条第五項とする。

第五条第三項中「課長補佐、係長、担当係長及び次席」を「課長代理」に改める。

第六条第四項から第六項までを次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

5 課長代理は、課長を補佐する。

6 課長代理は、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時課長に報告するものとする。

第七条中「又は課長」を、「課長又は課長代理」に改める。

第九条の表中「課長補佐(課長補佐を置かないときは、課長があらかじめ指定する係長)」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するものとする。

第十条第一項の表課長の項中「前条」を「前条第一項」に改め、同表課長補佐又は係長の項を次のように改める。

課長代理	第七条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	課長
案	前条第一項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	所長

別表を次のように改める。

別表(第七条関係)

所長	課長	課長代理
----	----	------

一 臨時に雇用する職員に関すること。

二 課長及びこれに準ずる職にある者の出張(海外出張を除く。)、旅行、職務に専念する義務の免除、欠勤又は休暇に関すること。

三 予定価格が千万円以上三億円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること(契約に関するものを除く。)

四 国、公共団体又は公益事業者に予定価格が一億円以上の工事、作業その他の役務を委託する契約の締結に関すること(特に重要なものを除く。)

一 課長及びこれに準ずる職にある者以外の職員の仕事分掌、出張(海外出張を除く。)、旅行、職務に専念する義務の免除、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の変更に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)

二 予定価格が千万円未満の請負若しくは委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬その他の役務の提供に関すること(契約に関するものを除く。)

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超過勤務時間を除く。)

及び事故欠勤に関すること。

<p>九 審査請求及び異議の申立てに関する事。</p> <p>八 重要な許可、認可、免許その他の行政処分に関する事。</p>	<p>七 重要な通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事。</p> <p>六 四千万円以上一億円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認められたものにあつては、一億円以上のものを含む。）の交付に関する事。</p>	<p>五 予定価格が三百万円以上六千万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関する事（契約に関する事を除く。）。</p> <p>四 四千万円以上一億円未満の補助金、分担金及び負担金の交付に関する事。</p>
<p>六 許可、認可、免許その他の行政処分に関する事（重要なものを除く。）。</p>	<p>五 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（重要なものを除く。）。</p>	<p>三 予定価格が三百万円未満の物件の買入れ、売払い又は貸付け・借入れに関する事（契約に関する事を除く。）。</p>
<p>三 許可、認可、免許その他の行政処分に関する事（簡易なものに限る。）。</p>	<p>二 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。</p>	<p>二 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事（簡易なものに限る。）。</p>

<p>この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>十 千二百万円未満の損害賠償額の決定及び和解に関する事。</p> <p>十一 八百万円未満の損傷負担金の額の決定に関する事。</p> <p>十二 重要な広報及び広聴に関する事。</p>
<p>九 広報及び広聴に関する事（重要なものを除く。）。</p>	<p>七 諸証明に関する事。</p> <p>八 文書の受理に関する事。</p>
<p>四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。</p> <p>五 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。</p>	<p>四 諸証明に関する事（簡易なものに限る。）。</p> <p>五 文書の受理に関する事（簡易なものに限る。）。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002